

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の 2022 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 11.5%となり、子どもはおよそ 9 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

また、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受け、ひとり親家庭に育つ子どもたちをとりまく環境は厳しい状況が続いている。

このような中、本県においては、本年 3 月、困難な環境にある子ども及びひとり親家庭を支援し、子どもの貧困の解消並びに安心して子育て及び生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」を策定したところである。

子どもの貧困対策を含めた子どもに関する施策を推進するには、支援を必要とする子どもたち及び家庭に対して、相談体制を充実させる取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

高等学校等就学支援金制度においては、標準修業年限を超えて在学している生徒への支給要件の見直しなど、専攻科生徒への就学支援制度においては、国庫負担の割合の引上げなど、改善すべき課題が山積している。

よって、本県議会は、国に対し、子どもに関する施策の推進状況に鑑み、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

今年度、小学校の全学年で 35 人学級が実現し、また、本年 6 月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の附則において、教職員定数の標準の改定、支援人材の増員等が示された。

しかしながら、特別支援学級及び特別支援学校の学級編成基準並びに幼稚園及び高等学校の教職員定数改善については示されていない。

また、全国的に教職員の不足を背景とした教職員の未配置の問題が深刻化する中、本県の公立学校においても、年度当初から教職員の欠員が生じており、その状況は学期を追って深刻化している状況である。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安全・安心につなげるためにも、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定及び実施が求められている。

さらに、日本の教育費は O E C D 加盟諸国と比べ、私費負担の割合が高くなっている。実際に、物価高による生活費の高騰、教育の I C T 化に伴う費用の保護者負担等、家計への負担増加が続いている。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設、スペース、資材及び人材を十分に確保することに加え、災害関連死の防止、外国人、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮など、改善すべき課題が山積しているといえる。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

特に、本年3月に公表された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書によると、防災対策の推進によって被害の大幅な軽減が見込まれるとの推計がされていることから、学校における防災対策についても早急な推進が必要である。

よって、本県議会は、国に対し、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境整備等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のＩＣＴ化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、統合型校務支援システムの整備状況及び学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況については、自治体間格差が生じている。また、教員以外の情報通信技術支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として同様の格差が生じている。教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、子どもたちが豊かな人生を切り拓く上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡充を含め、更に充実されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣